

愛知県商業・地域貢献活動懇話会開催要領

(目的)

第1条 本県における事業者等による地域貢献活動の推進に関する基本理念等について検討するため、愛知県商業・地域貢献活動懇話会（以下、「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 事業者等による地域貢献活動の推進に関する基本理念等を明確にする条例の検討に関すること。
- (2) その他、事業者等による地域貢献活動の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 懇話会に委員長を置く。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 懇話会は委員長が座長を務める。

- 2 委員は自ら指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(開催期間)

第5条 懇話会は、2023年度に開催する。

(意見聴取)

第6条 懇話会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2023年4月27日から施行する。

(別表)

愛知県商業・地域貢献活動懇話会 委員名簿

氏名	団体名等	職名	備考
伊藤 雅則	愛知県商工会連合会	専務理事	
鵜飼 宏成	名古屋市立大学	大学院経済学研究科 教授	◎委員長
加藤 健二	商業アドバイザー		
金山 敏和	愛知県	中小企業部長	
西脇 委千弘	豊田市	産業部長	
西脇 正倫	愛知学院大学 社会連携センター	特別研究員	
野尻 義博	日本チェーンストア協会 中部支部	参与	マックスバリュ東海株式会社 執行役員 経営企画本部長
長谷川 桂子	長谷川法律事務所	弁護士	
藤田 まや	株式会社ナゴノダナバンク	代表取締役	
本多 展浩	中部経済産業局	産業部 流通・サービス産業課長	
渡邊 宗徳	愛知県商店街振興組合連合会	専務理事	

(50音順 敬称略)